

(写)

27 西子児第 1186 号

平成 28 年 3 月 25 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 27 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 27 年 8 月 10 日付 27 西監第 66 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

## 子育て支援部児童青少年課

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務手続きについて、契約関係書類を確認したところ、日付の不整合、添付書類の不備、必要事項の記載漏れや誤り、書類間における内容の不整合等が見受けられた。</p> <p>「契約事務の手引き」等へのとおり適正な契約事務を行うべきである。</p> <p>また、一体的に契約可能な内容にもかかわらず分離発注して主管課契約としているものや、契約に定めのある事業報告書等の提出がされていないものがあった。</p> <p>合理的な方法により契約を行うとともに、業者に対して適切な指導・監督を行うなど、適正な履行の確保に努めるべきである。</p>
是正・改善措置	<p>課内会議を開催し、契約事務の進め方について確認し、以下の点を職員に周知・徹底を図る。</p> <p>①契約事務の執行にあたっては、必ず「契約事務規則」及び「契約事務の手引き」を厳守すること。特に、起案は「契約事務の手引き」の起案例に沿って作成すること。</p> <p>②児童青少年課契約の手続「チェックシート」で手順を複数で確認すること。</p> <p>③年度当初に契約執行予定を作成し、合理的な契約方法を決定すること。</p> <p>④契約書や仕様書に定める提出書類が不足している場合は、直ちに委託事業者へ提出するよう指示をすること。</p>

指摘事項 2	<p>育成料等の減額及び免除（以下、減免という。）については、西東京市立児童館条例及び西東京市学童クラブに関する規則に基づき、減免申請のあった月から減免することになっているが、減免関係書類を確認したところ、申請月の前月以前に遡って免除している処理などが見受けられた。</p> <p>規則等へのとおり適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>また、育成料の納付に当たっては、毎月納期限を設定しているが、その督促状については、年度末に一括して発送していた。</p> <p>育成料の督促を行う時期、指定する期限については、法令等において特に定めはないが、「西東京市債権管理マニュアル」等を参考にするなど、各納期限後の適切な時期に督促状を発送されたい。</p>
是正・改善措置	<p>課内会議を開催し今後の適正な事務執行に向けて育成料等の減免事務の進め方を確認し、以下の点を職員に周知・徹底を図る。</p> <p>①育成料等の減免事務・収納事務の執行にあたっては、必ず「西東京市学童クラブに関する規則」を厳守すること。</p> <p>②減免申請漏れを防ぐための周知を徹底し保護者の方の利便性を図り、期限までに提出されない場合は、遡って減免しない旨を明記すること。</p> <p>③減免申請受付票に不備書類の提出確認のためのチェック欄を設け、7月末直前に不備書類が提出されていない場合は、催促すること。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>事案の文書処理について、起案文書等を確認したところ、起案・決裁日と文書番号や公印使用簿の日付が不整合となっているものなど、実質的には事案の事後処理となっているものも多く見受けられた。</p> <p>起案は市の意思を決定するため、その処理案を作成する重要な手続きである。</p> <p>西東京市文書管理規程や「文書事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>課内会議を開催し今後の適正な事務執行に向けて文書起案等の仕方を確認し、以下の点を職員に周知、徹底を図る。</p> <p>①文書事務の執行にあたっては、必ず「西東京市文書管理規程」や「文書事務の手引き」の厳守を確認した。</p>